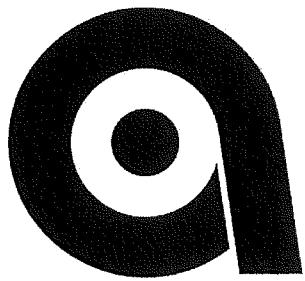


日本マッサージ新報

平成26年4月1日（火曜日） 第72号



公益社団法人日本あん摩マッサージ
指圧師会のシンボルマーク

発 行

公益社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会

発行人：時任基清

編集・印刷人：笠原 稔

事務局内で製版・印刷・製本

点字版：日盲連点字出版所

デジタル版：日盲連録音製作所

〒169-8664 東京都新宿区西早稲田 2-18-2

日本盲人福祉センター内

電話：03-3200-0031

FAX：03-5285-9003

振替口座：00140-7-122100

ホームページアドレス URL:<http://nichimakai.or.jp>

目 次

卷頭言「春が待たれます」会長 時任基清	2
平成25年度第3回理事会開催結果の報告	4
・平成25年度上半期財務状況、第3四半期業務執行理事の職務遂行状況報告について	
・平成26年度事業計画並びに収支予算について	
平成26年度第1回理事会開催のお知らせ	4
・平成25年度事業報告並びに諸財務諸表報告、業務執行理事の職務遂行状況報告	
第2回通常総会開催のお知らせ	5
・開催日時、場所、審議事項等	
（公財）東洋療法研修試験財団の「財団共催の生涯研修指定教材拡充・・・」	5
業界関係ニュース（点字JBニュース等から）	6
・あはき等法推進協第6回会合が四谷で開催	
・日盲連あはき戦略会議が柔整問題で折衝	
監督省庁からの通達事項等	8
・消費税率引き上げへの対応等について	
・はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について	
「健康保険マニュアル」実費領布のお知らせ	12
・サンプル掲載（3頁分）	
編集後記	12

卷頭言

「春が待たれます」

会長 時任 基清

春分に近付いてからドカ雪が降ったり、冬将軍的寒気団が襲ったりと目紛しい気象条件続きです。愛読者の皆さんには、間近な春の息吹を感じておられる方もおありかと存じます。「明けない夜は無い」とか「冬来たりなば春遠からじ」とも言いますが、大地の中では着々と新しい気節が進んでいるのかも知れません。

本会も「公益法人」格を得て間もなく1年、役職員等スタッフもどうにか新しい会運営に馴れて来た模様です。

本来、平成24年6月に行なわれるはずの「鍼灸マッサージ療養費単価改訂」が丸々1年程遅れとなりました。これは特に、柔整料金改訂につき保険者と施術者との意見が食い違ったのが原因ですが、一方、我々が要求している3点

- ①患者さんが窓口で自己負担分だけを支払うだけで施術を受けられるようにして下さい。
- ②医師の訪問医療と同様「計画的・継続的」に行なう訪問施術制度を創設して下さい。
- ③無資格・違法類似業者取締を強化して下さい。その為、携帯式「免許証明書」を作って下さい。

については「鍼灸マッサージを考える国会議員の会」の力を借りながら運動を前進させているところです。従来の「暖簾に腕押し」状態よりは、いくらか手応えがありそうな模様です。この際、手を抜かずに運動を進めて参ります。

日盲連内に外部の学識経験者を加えたあはき戦略会議では、今年5月の全

国大会に向けて報告書を作成中です。

法18条第2項問題、法第19条第2項問題、研修推進問題、鍼灸マッサージ健保取扱問題、理療科教員養成制度問題等々、最新の日盲連見解が示されます。ことほど左様に我々を取り巻く情勢は複雑ですが、遅滞無く運動を進めて参ります。

後に詳述しますが、6月6日に、防衛省内のホテルグランドビル市ヶ谷で定期総会を含む諸会議を催します。可能な範囲で結構ではありますが、できるだけ多くの会員の皆さんにお目にかかりたいと存じます。その日を楽しみに！

施術録、治療日誌等を整備して下さい

5年程以前の厚生労働省保険局医療課通知で「日鍼会、全鍼師会、日マ会、日盲連所属の施術者は正確な施術録を整備しているので、療養費を支給して差し支えない」旨の内容が出されています。しかし、現実にはごく、少数ながら、キチンとした施術録を整備していない向きもあると聞き及びます。「まさか！」とは思いますが、万一そのような方があったら、今日ただ今から整備して頂くようお願いします。会員の皆さんのが迷惑することの無いよう、強くお願いする次第です。

☆☆☆ 平成25年度第3回理事会開催結果の報告 ☆☆☆

平成26年2月21日(金)午後1時00分より、日本盲人福祉センター2階研修室において開催。

理事総数11名の内理事9名、監事2名の出席があり、理事会は有効に成立し、以下の議事が報告・審議されました。

【報告事項】

- 1) 平成25年度上半期の財務状況報告
- 2) 平成25年度第3四半期の業務執行理事の職務執行状況について

【審議事項】

第1号議案 平成26年度事業計画(案)について

第2号議案 平成26年度収支予算(案)について

第3号議案 その他

第1号議案については、「あはき師の直面している現況」等の記述が不足しており追記すること。第2号議案は、年度末決算状況等により若干の変更が生じた場合の「正副会長会に一任」する旨について、出席者全員の挙手により承認可決された。

第3号議案については、「役員の旅費交通費等及び報酬規程」(平成25年4月1日施行)の別表1「日当 1,500円」を「上限10,000円 但し付添には支給しない」とする旨の改定(案)を提示。

本議案については、多数の役員より「現状にそぐわない」との発言があり、承認を求めたところ、異議なく出席者全員の挙手により承認可決された。

午後3時20分に閉会した。

☆☆☆ 平成26年度第1回理事会開催のお知らせ ☆☆☆

開催日時：平成26年5月23日(金) 15:00～

場 所：日盲連福祉センター2階研修室

【報告事項】

- 1) 平成26年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について
- 2) 業務執行理事の職務執行状況報告について

【審議事項】

第1号議案 平成25年度事業報告並びに財務諸表承認の件
—監査報告—

第2号議案 その他

☆☆☆ 第2回通常総会開催のお知らせ ☆☆☆

開催日時：平成26年6月6日（金）14:00～

場 所：グランドビル市ヶ谷
東京都新宿区市ヶ谷本村町4-1

【報告事項】

1) 平成26年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について

【審議事項】

第1号議案 平成25年度事業報告(案)並びに財務諸表(案)承認の件
—監査報告—

第2号議案 その他

**☆☆☆ (公財)東洋療法研修試験財団の「財団共催の
生涯研修指定教材の拡充と諸謝料の減額について」☆☆☆**

平成24年度の生涯研修検討委員会において、生涯研修教材の一層の充実を図ることが必要であるとのことから、平成25年度に3回の作業部会を開催し見直しを行った結果、以下の通りとした。

- 1)現行3教材（医の倫理、社会保障論、リスク管理）に（高齢者の心理とリスク管理、救急法）を加え5教材を共通教材とする。
- 2)指定教材として、あマ指用8教材、鍼灸用12教材の20教材を新規作成した。
尚、改定教材の中に引用、参照されたデータ・図等の転載については、転載許諾を取得する必要があり、許諾がとれた教材を使用していく。
- 3)その他として、財団共催の生涯研修の講師料単価を平成26年度から半額とする。

業界関係ニュース（点字JBニュース等から）

☆☆☆ あはき等法推進協第6回会合が四谷で開催 ☆☆☆

あはき等法推進協議会（代表・杉田久雄全鍼師会会長）の平成25年度第6回会合が1月28日、東京・四谷の全鍼師会会館で開かれ、日盲連あはき協の小川幹雄会長、須藤平八郎委員、日マ会の時任基清会長、笹原稔副会長、鈴木孝雄理事ら、各加盟団体を代表する委員が出席した。

席上、報告・協議された主な事項は

- (1)現在要望中の「あはき免許証明カード」発行については、本協議会として厚労省、研修試験財団双方にほぼ同文の「要望書」を提出して督促する
- (2)総務省の日本標準産業分類では「療術」の中分類の中に小分類として「あはき柔整」を示していることに対し、担当者は「単にカテゴライズしただけ」と言っているが、我々としては「あはき」は全く別の分類として項目を起こすよう運動していく
- (3)診療報酬点数表上にマッサージ項目復活運動については、臨床整形外科医会なども同様の要望を行なっている模様
- (4)鍼灸マッサージ保険推進協の要望、
(ア)患者は自己負担金を施術所窓口で支払うだけであはき施術を受けられるようにして下さい
(イ)計画的・継続的に施術を行なう「訪問施術制度」を作つて下さい
(ウ)無資格違法類似業者との区別を明らかにする方法を講じて下さい、
の3要望は今後、更に運動する
- (5)認知症対策等「介護予防」に鍼灸マッサージが適当であることをアピールし、運動して行く
などであった。

☆☆☆ 日盲連あはき戦略会議が柔整問題で折衝 ☆☆☆

日本盲人会連合（竹下義樹会長）のあはき問題戦略会議のメンバーが1月28日参議院議員会館において、会計検査院と厚生労働省に対し、柔整問題に関する要望書を提出し善処方について折衝をした。

要望書は

「柔整師によるあはき師の業権侵害防止策に関する第4回要望書」となつており、衛藤晟一参議院議員秘書も交えて一時間余の折衝を行なった。席上、小川幹雄あはき協議会長が過去2回の検査院による実態調査で柔整師の不正ないし不適切な健保療養費取り扱いがいくらか改善はしたもの、なお、一層の抜本対策を厚生労働省に求めるべきと主張した。

依然として、柔整療養費の取扱高が国民医療費よりも高い伸び率を示してきたからであり、この機会に遅れている柔整療養費の平成23年度取扱高の早急な公表を求めた。

メンバーは、柔整療養費に関する多数のマスコミ報道の中から3事例を取り上げて、あはき師のみならず国民全体にとっても由々しき事態であると強調した。

事例1は、平成16年2月26日に警視庁が接骨院の経営者ら4人を健保療養費詐欺容疑で逮捕したもので、読売新聞によると、この接骨院では無免許マッサージ師も多数雇用されている模様で、当日114人のマッサージ無免許者が摘発されている。

事例2は、平成24年に接骨院経営者が無免許で鍼治療をして54歳の女性患者を死亡させた事件で、今年1月7日には、業務上過失致死罪として禁固3年の判決が下されている。

事例3は、昨年9月14日にフジテレビが、「150円で1時間のマッサージ」をしている接骨院の実態を取り上げたもので、柔整療養費問題の仕組みの複雑さから踏み込みが足りなかつたが、約10分にわたる放映の意義は大きいとした。

尚、メンバーは会計検査院の調査が行なわれる際には「あはきとの振替請求」をしている柔整師の実態に焦点を当てるよう要請した。

◎監督省庁等からの通達事項等

医政発 0226 第 1 号

薬食発 0226 第 1 号

平成 26 年 2 月 26 日

公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会会长 殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省医薬食品局長

医薬品等に係る消費税率引上げへの対応等について

御承知のとおり、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成 25 年 10 月 1 日閣議決定）において、消費税率を、平成 26 年 4 月 1 日に 5 % から 8 % に引き上げることが確認されました。

貴団体におかれましては、下記の点について御理解頂き、合わせて傘下の会員に対し、周知徹底されますようお願ひいたします。

記

1. 医薬品等に係る消費税率引上げへの対応について

(1) 医療機関等が購入する医薬品、医療機器等（以下「医薬品等」という。）については、消費税が課されているので、医療機関等がこれらを購入するに当たっては、今回の引上げ分も含め、これを負担すべきものであること。

(2) 医療機関等が購入する医薬品等に係る消費税負担の増加分については、本年4月の診療報酬改定において補填される予定であること。

(3) 医薬品等については、国民医療に支障が生じないよう、安定的に供給される必要があり、製造販売業者等に対し、医療機関等にこれを適切に供給していくよう、別途、指導しているところであるが、消費税率引上げ前において、例えば、一部の医療機関等が限度を越えた在庫の積み増しを行うならば、結果的に、医薬品等の供給不足等をきたすおそれもあるので、慎重に対処いただきたいこと。

2. 消費税の転嫁拒否等の行為のは正に関する特別措置について

平成25年10月1日から「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号) (以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。) が施行されているところ、買いたたきなど、特定事業者 (商品等の買手側: 医療機関等) が特定供給事業者 (商品等の売手側: 納入業者等) に対して、消費税の転嫁を拒否する行為については、消費税転嫁対策特別措置法において規制の対象となることにも留意されたいこと。

注1) 例えば、特定事業者が、特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定める行為は、買いたたきに該当するおそれがある。ただし、当事者間の自由な価格交渉の結果として、新薬価への対応を行う場合や、原材料価格等の下落を対価に反映させる場合など、合理的な理由がある場合については、ただちに、消費税転嫁対策特別措置法上の問題とはならない。

注2) なお、消費税転嫁対策特別措置法の詳細については、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」(平成25年9月公正取引委員会) を適宜参照されたい。

保発0320第2号
平成26年3月20日

都道府県知事
地方厚生(支)局長

} 殿

厚生労働省保険局長

(公印省略)

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師
の施術に係る療養費の支給について(通知)

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の算定については、今般、従前の施術料金等を下記のとおり改め、本年4月1日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

1 はり、きゅう

(1) 初検料

- ① 1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合
1, 610円

- ② 2術(はり、きゅう併用)の場合
1, 660円

(2) 施術料

- ① 1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合
1回につき 1, 270円
- ② 2術(はり、きゅう併用)の場合
1回につき 1, 510円

注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電

気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算する。

(3) 往療料 1, 800円

注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に800円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2, 400円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合

1局所につき 275円

(2) 温罨法を併施した場合

1回につき 80円加算

注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、110円とする。

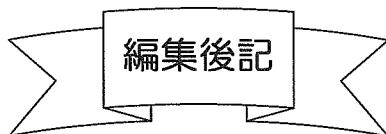
(3) 変形徒手矯正術を行った場合

1肢につき 565円

(4) 往療料 1, 800円

注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に800円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2, 400円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。



◆日マ会の運営に際し、皆様の常日頃のお力添えを感謝いたしております。公益法人に移行して1年が経過いたしました。今後もさらに強く公益目的事業を推進してまいります。◆日マ新報第71号の「地域連絡協議会関係情報」でご紹介いたしましたが、その記事の中で「指圧奉仕」という活動があります。私どもは「あん摩マッサージ指圧・施術」を国民に広く周知させるために、この指圧奉仕を「地域の人々への支援事業」の一環として取り組み、広く展開していくたく思います。各地域における同様な活動についてご報告いただき、実情を把握いたしたく思います。是非とも情報を寄せください。◆東日本大震災から3年を経過しました。被災した方々の立場に立ってその気持ちを考えると、普段の生活環境において「復興」という言葉は、程遠い状況にあるのではないかと思います。一時も早く気持ち安らかな日常生活を取り戻せることをお祈りせずにはおられません。

《Y.H》

☆☆☆ 「健康保険マニュアル」実費領布のお知らせ☆☆☆

健康保険療養費支給申請を取り扱っている施術師の皆さん、又はこれから取扱いを行う方々が、お手元において、事務手続きを適切に実施する際に参考となるマニュアルです。実費にて領布致しますのでホームページのお問合せフォーム等でお申し込みください。

版サイズ等：A4版タテ・表紙含め30頁

実費領布価格：1冊／800円（郵送料込）

振込銀行：ゆうちょ銀行

振込先：公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会

振込記号：00140-7

振込番号：122100（右詰め）

振込用紙備考欄に「健康保険マニュアル購入代金」とご記入願います。以下に、健康保険マニュアルの内容を、一部ご紹介いたします。

<p>健康保険取扱いマニュアル (鍼灸マッサージ編)</p> <p style="text-align: center;">マッサージの一部分を 紹介いたします。</p> <p>目 次</p> <table border="0"> <tr><td>1. 表紙</td><td>2~4</td></tr> <tr><td>2. I. マッサージの健康保険施術について</td><td>5~6</td></tr> <tr><td>3. II. 鍼灸の健康保険施術について</td><td>7</td></tr> <tr><td>4. III. 同意書・施術録について</td><td>8</td></tr> <tr><td>5. IV. 施術録と往療録について</td><td>9</td></tr> <tr><td>6. V. その他の保険や生活保護の鍼灸マッサージ施術</td><td>10~16</td></tr> <tr><td>7. 疑義解釈資料(鍼灸に係る療養費関係)</td><td>17~23</td></tr> <tr><td>8. 疑義解釈資料(マッサージに係る療養費関係)</td><td>24</td></tr> <tr><td>9. 施術録・往療録の必要性について</td><td>25~28</td></tr> <tr><td>10. 鍼灸マッサージの施術録ほか(日マ会形式)</td><td>29~30</td></tr> <tr><td>11. 療養費支給申請書「記載例」</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;"></p> <p>公益社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会の シンボルマーク</p> <p>公益社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会</p> <p style="text-align: center;">①</p>	1. 表紙	2~4	2. I. マッサージの健康保険施術について	5~6	3. II. 鍼灸の健康保険施術について	7	4. III. 同意書・施術録について	8	5. IV. 施術録と往療録について	9	6. V. その他の保険や生活保護の鍼灸マッサージ施術	10~16	7. 疑義解釈資料(鍼灸に係る療養費関係)	17~23	8. 疑義解釈資料(マッサージに係る療養費関係)	24	9. 施術録・往療録の必要性について	25~28	10. 鍼灸マッサージの施術録ほか(日マ会形式)	29~30	11. 療養費支給申請書「記載例」		<p>I. マッサージの健康保険施術について</p> <p>1. 取扱のできる場合 マッサージの健康保険施術(以下「保険施術」という。)は、麻痺、関節拘縮が対象であり、本邦、保険医療機関で診療すべきだが、移動困難等特別な場合に自宅等において、マッサージ師の施術を受けることができる。従って、マッサージ施術は往療が一般的である。</p> <p>2. 施術回数 医師の同意書に「1ヶ月当たり何回程度」と記載がある場合を除いて特に施術回数制限は無い。</p> <p>3. 医師の同意書について (1) 医療機関の初診日に同意書の発行を受けた場合、同日よりマッサージの施術を受けることができます。 (2) 同意書の記述内容により、施術部位数が決定される。施術部位を医師に指示されると、例えば疾患名が「腰椎左片麻痺」と記載されていると、 </p> <p>4) 同意記録の記載: 口頭同意を受けた時は、毎月の療養費支給申請書(以下「支給申請書」という。)に初回からの同意記録を添付することが要請である。</p> <p>4. 対象疾患 ②</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省保険局医療課 事務連絡 平成24年2月23日 を参照し掲載</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る 療養費の取扱いに関する疑義解釈資料</p> <p style="text-align: center;">鍼灸に係る療養費関係(別添1)</p> <p>【療養費の算定関係】</p> <p>(問1) 鍼灸の施術に係る療養費の支給対象はどのようなものか。</p> <p>(答) 療養費の支給対象となる疾患は、慢性病であって医師による適切な治療手段がないものとされており、主として神経痛、リウマチなどであって類症疾患については、これら疾患と同一範囲の疾患(頸腕症候群、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患)に限り支給の対象とされている。「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」(平成16年10月1日保医発第1001002号 厚生労働省保険局医療課長通知 以下「留意事項通知」という。)別添1 第2章の1)</p> <p>(問2) 初診の診察のみで発行された6疾患(神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症)の同意書の場合、療養費の支給対象としてよいか。</p> <p>(答) 6疾患については、保険医より同意書の交付を受けて施術を受けた場合は、医師による適切な手段のないものとして療養費の支給対象として差し支えない。(留意事項通知別添1 第2章の2)</p> <p style="text-align: center;">③</p> <p style="text-align: center;">④</p>
1. 表紙	2~4																						
2. I. マッサージの健康保険施術について	5~6																						
3. II. 鍼灸の健康保険施術について	7																						
4. III. 同意書・施術録について	8																						
5. IV. 施術録と往療録について	9																						
6. V. その他の保険や生活保護の鍼灸マッサージ施術	10~16																						
7. 疑義解釈資料(鍼灸に係る療養費関係)	17~23																						
8. 疑義解釈資料(マッサージに係る療養費関係)	24																						
9. 施術録・往療録の必要性について	25~28																						
10. 鍼灸マッサージの施術録ほか(日マ会形式)	29~30																						
11. 療養費支給申請書「記載例」																							

(公估)尚友国际拍卖有限公司 金典阁 20140121 宝光

5

⑥

(公社)日本あん摩マッサージ指圧師会 会員用 20140131 制定

7

8

